

《下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係るQ & A》

2024年（令和6年）2月20日改正

Q 1 社会保険等とはなにか。

A 1 : 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の3保険のことをいいます。

Q 2 「社会保険等に未加入」というのはどういう場合か。

A 2 : 「社会保険等に未加入」とは、社会保険等の適用を受ける事業所でありながら、各保険の適用に関する届出義務を果たしていない場合、つまり、法律上、保険に加入しなければならないにもかかわらず加入していない場合をいいます。

また、3保険のうち一つでも届出義務を果たしていないものがあれば「未加入」となります。

従業員の雇用状況等により、各保険の適用が除外され、法律上の加入義務がない場合は「適用除外」となり、市発注工事の下請負人となることについても 問題ありません。

なお、社会保険等において、一人親方や、常用雇用の従業者等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されますので、詳細な内容は年金事務所などに確認願います。

Q 3 国民健康保険組合に加入しているが、社会保険等未加入建設業者となるのか。

A 3 : 法人や常時5人以上の従業員を使用する国民健康保険組合に加入している建設業者であっても、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業者が5人以上に増加した際に、必要な手続きを行って加入しているものであれば、適法に加入していることから、社会保険等未加入建設業者とはなりません。詳細は年金事務所などに確認願います。

Q 4 元請負人は下請負人の社会保険等の加入状況をどのように確認を行えば良いか。

A 4 : 経営事項審査の受審状況により確認方法が異なります。なお、適用除外は、労働者の就業形態等によって適用除外とならない場合もあることから、元請負人は、年金事務所等に適用除外となる要件を確認した上で判断してください。

【経営事項審査を受審している場合】

有効期間にある経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」が、「有」又は「除外」となっていることで確認できます。

【経営事項審査を受審していない場合】

社会保険等への加入の場合は、各保険料の領収書等で確認できます。

(1)健康保険又は厚生年金保険

「領収証書」、「社会保険料納入証明書（申請）書」又は「資格取得確認および標準報酬決定通知書」

(2)雇用保険

「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」

Q 5 社会保険等の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのか。

A 5 : 建設業許可を必要とする者のうち、社会保険等の加入が義務付けられていない、いわゆる適用除外となる建設業者については、下請契約の相手方としては排除されません。

一例として、雇用保険制度では、一人親方で被保険者となる労働者がいない場合は雇用保険の加入義務はなく、下請契約の相手方としても排除されません。

なお、詳細な社会保険等の加入要件は年金事務所などに確認願います。

Q 6 社会保険等の適用除外となる建設業者の条件は何か。

A 6 : 健康保険及び厚生年金保険については、一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主の加入義務はありません。

また、雇用保険については、次に掲げる者については適用除外となり加入義務はありません。

(1) 1週間の所定労働時間が20時間未満である者や、同一の事業主に31日以上雇用されることが見込まれない者

(2) 一人親方で被保険者となる労働者がいない場合

なお、社会保険等において、一人親方や、常用雇用の従業者等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されますので、詳細な内容は年金事務所などに確認願います。

Q 7 社会保険等未加入業者の排除とは、どのようなものか。

A 7 : 市においては、下請契約の相手方となる一次下請人（建設業許可を有する者に限る。）が社会保険等の加入の義務を果たしていなければ、下請契約の相手方とすることを禁止しておりましたが、2024年（令和6年）4月1日以後に公告、その他契約の申込みの誘引（指名通知等）を行う工事から、二次以下の下請負人（建設業許可を有する者に限る。）についても、下請契約の相手方とすることを禁止します。

Q 8 社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した場合は、いかなる場合も契約違反となるのか。

A 8 : 社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合において、受注者が発注者の指定する期間内に社会保険等未加入建設業者が社会保険等に加入した事実を確認し、当該事実を確認することのできる書類（以下、「確認書類」という。）を提出した場合は、契約違反とはなりません。なお、二次以下の下請契約においては、特別な事情が存在すると発注者が認めた場合、確認書類の提出が

されなくても契約違反とはなりません。

Q 9 契約書に記載の「発注者が指定する期間内」とは、どの程度の期間を想定しているのか。

A 9 : 社会保険等の加入手続きに必要と考えられる期間として、30日間と考えています。

Q 10 契約書に記載の「特別の事情」とは、具体的にどのような場合か。

A 10 : 設計図書等で示している特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）が必要とされる工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことや、その下請負人でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合です。

なお、以下の場合には、「特別の事情」に該当しないと考えられます。

- (1) 長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合
- (2) 発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- (3) 他の下請負人を探す時間的余裕がなかった場合
- (4) 過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

Q 11 契約書に記載の「当該事実を確認することのできる書類」とは何か。

A 11 : 社会保険等への加入の場合は、各保険料の領収書等で確認できます。

- (1) 健康保険又は厚生年金保険

「領収証書」、「社会保険料納入証明書（申請）書」又は
「資格取得確認および標準報酬決定通知書」

- (2) 雇用保険

「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」又は
「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」

Q 1 2 建設業許可を有していない社会保険等未加入業者との下請契約も禁止されるのか。

A 1 2 : 建設業許可を有していない社会保険等未加入業者との下請契約については、契約書上の禁止事項ではありませんが、受注者においては、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から社会保険等に参加するよう指導してください。

Q 1 3 二次以下の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合、受注者が、確認書類又は当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面の提出期間の延長を求める際の「相当の理由」とはどのような場合か。

A 1 3 : 受注者が当該未加入業者に対して適切に加入指導を行っていたことを示す次の書面によって確認できる場合は、提出期間の延長を認める相当な理由があるものと考えられます。

- (1) 指導を行った際に未加入業者に交付した書面
- (2) 指導を行った日時や内容を記録した打合せ簿
- (3) 受注者が加入指導を行ったことを発注者に対して誓約する書面 等

Q 1 4 二次以下の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合、受注者が、確認書類又は当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面の提出期間の延長を求めた場合は、どの程度まで期間延長が可能か。

A 1 4 : 延長後の期間は下記のとおりとなります。

- (1) 二次下請事業者 60日以内
- (2) 三次以下の下請事業者 90日以内

Q 1 5 契約違反をした場合のペナルティは具体的には、どのような内容か。

A 1 5 : 指定した期間内に確認書類の提出がなかった場合（二次以下の下請負人については、指定した期間内に確認書類の提出がなく、特別な事情を有しないと認めた場合）のペナルティは次のとおりです。

- (1) 釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱に基づく指名停止

(2) 釧路市請負工事成績評定要綱に基づく工事成績評定の減点

なお、指名停止等の措置については、2022年（令和4年）4月1日以後に行われる公告、その他契約の申込みの誘引（指名通知等）を行った契約から適用されます。